

十勝キャリアデザインネットワーク 規約

(名称・所在地)

第1条 本会は十勝キャリアデザインネットワークと称し、事務局を帯広市に置く。

(目的)

第2条 本会は、ここ十勝地方において、キャリア形成や起業をめざす女性たちのネットワーク化を実現し、ともに学び、時に励まし、互いが成長を続けることで、地域に活力を生み出し、新しいビジネスを創造することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 講演会・学習会の企画・開催
- (2) 起業支援及び経営相談などのビジネスサポート活動
- (3) 会員相互のネットワーキングの推進・交流活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(入会の資格)

第4条 本会に次の会員を置く。

1 本会員

次のいずれかの条件に当てはまり、当会員1名以上の推薦を受けた者とする。

- (1) 十勝管内において、自己の成長とキャリアアップ、起業をめざす女性
- (2) 十勝管内において、キャリアアップや起業を支援する法人など

2 賛助会員

- (1) 本ネットワークの主旨に賛同する法人及び個人など
- (2) ビジネスサポーター（税理士、弁護士、司法書士、社労士）ほか

3 会費

本会員は、総会で別に定める会費を納入するものとする。

また、賛助会員については別に定める。

(役員・会計監査)

第5条 本会に次の役員および会計監査を置く。役員・会計監査は、会員の中からの互選により、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計1名、運営委員若干名、
会計監査1名

(総会・役員会)

第6条

1 本会は、年1回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 規約改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

〔付 則〕 この会則は、平成21年10月29日より施行する。